

### 指名停止措置の概要

#### 1 指名停止措置業者名及び業者の住所

業 者 名	住 所
株式会社 浜田組	上川郡和寒町字西町199

#### 2 指名停止期間

土木一式、建築一式、とび

平成27年10月22日～平成27年11月4日（2週間）

#### 3 指名停止措置の範囲：北海道森林管理局管内

#### 4 指名停止の理由

本件は、平成26年7月16日に和寒町内で施工した一般工事において、チェーンソーを用いて行う立木の伐倒作業に必要な特別教育を行っていない労働者を就かせていたこと、また、立木の伐倒作業を行うときに、一定の合図を定めていなかったことにより、その結果、労働者1名が伐倒した木に激突し死亡する事故を発生させた。このことについて、平成27年8月15日に名寄簡易裁判所において、労働安全衛生法違反として罰金刑が確定したことにより、北海道開発局より2週間の指名停止措置となった。

このことは「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当する事実があるため。

#### 〈参考〉

#### 「工事請負契約指名停止等措置要領」（抜粋）

昭和59年6月11日 59林野第156号 林野庁長官通知  
【最終改正】 平成27年4月15日 27林政政第636号

#### 別表第1 当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準

措 置 要 件	指名停止の期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められたとき。	当該認定をした日から 2週間以上2ヶ月以内

#### 【問い合わせ先】

林野庁 北海道森林管理局 経理課  
直 通：011-622-5214  
担当者：主計係（内線307）